資料２－10

緑化用草本類（外来牧草類）　東京大学・鷲谷いづみ

１）公共工事に利用されてきた外来牧草類など緑化用植物の中には侵入性高く、侵略的外来種として看過できない影響を生物多様性およびヒトの健康に与えるものがある。
- ●河原固有種の主要な絶滅要因になるなど、中流域の河原の生物多様性に顕著な影響。
- ●冬季の餌条件向上によるシカの増加を通じた間接的な生物多様性影響が懸念される。
- ●花粉症の原因植物として健康被害をもたらす例がある。

２）これまでは、生物多様性への影響を考慮せず、経済性、効率性のみで外来緑化植物の大量利用が進められてきた。生物多様性への甚大な影響を回避するため、現在使用されて緑化植物の生物多様性評価を実施し、評価結果にもとづき、使用を控えたり、影響を回避しうる使用方法に限定するなどの措置が必要。

３）新たな外来緑化植物の利用にあたっても、同様の生物多様性評価の実施が望まれる。

４）明らかな生物多様性影響が生じている場所では、それを除去して本来の植生を回復させるような措置が緊急に必要である。また、生物多様性保全上の重要性が高く、今後侵入が予想される場所では、継続的にモニタリングを実施して、侵入と影響の有無を把握し、影響が認められる場合には早期に駆除を行うなどの対策が必要である。

５）外来緑化植物を使用しない生態系への負荷が少ないのり面処理や緑化の技術の開発と普及をはかることが必要。地域由来の植物材料（間伐材、粗朶、萱、わら、種子、栄養増殖株）を活用するため、それらの採集、増殖などを業とする地場産業を振興し、雇用拡大につなげることが望まれる。

以上について具体的な事例、研究、対策を紹介しながら述べる。